新型コロナウイルス感染症関連情報

※2月1日時点の情報で作成

引き続き、感染拡大防止にご協力を

1月に市内新規感染者急増

60歳以上の人は特に注意を

1月に、市内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が急増しました。 下のグラフは、1カ月単位での市内新規感染者数の推移を示しています。 ※棒グラフ内の白抜き数字は60歳以

上の内数

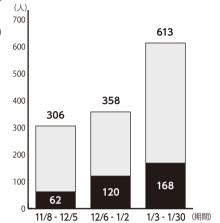
重症化する割合が高いとされる60 歳以上の人は、特にご注意ください。

市内感染動向の情報は、 市のホームページで確認す ることができます。



<1カ月ごとの新規感染者数>

	全体	60歳以上
11/8~12/5	306人	62人
12/6~1/2	358人 🛖	120人 🛖
1/3~1/30	613人 🛖	168人 🛖



飲食店等 営業時間短縮への協力金の支給申請

時間短縮要請に応じた飲食店等に対する協力金の申請は、3月1日までです。必要書類や提出方法など詳しくは、県ホームページをご確認ください。



県時短協力金コールセンター (078・361・2501)

受付時間:午前9時~午後5時(土・日曜、祝・休日は休み)

最新情報は市ホームページで

ワクチン接種に関する情報

市では、新型コロナウイルスワクチンの接種開始に向け、準備を進めています。具体的な接種開始時期や接種場所については、国や県からの情報を基に、速やかに決定していきます。3月以降にワクチンに関するコールセンターを設置する予定です。

ワクチンに関する最新情報は、市のホームページで公開します。新型コロナウイルス感染症関連情報ページのコロナワクチン情報からご確認ください。 _____



※パソコンでの画面表示

ワクチン接種の予約等に便乗した詐欺にご注意!



新型コロナに関する 電話相談窓口

医療相談

0798・26・2240 FAX: 0798・33・1174 受付: 9:00~19:00(土・日曜、祝・休日は17:00まで)

コロナに関する **生活一般相談** 0798 • 35 • 0567 FAX: 0798 • 34 • 1358

受付:9:00~17:30(土・日曜、祝・休日は休み)

利活用・相続問題・登記・遺品整理など

空き家に関する問題、ご相談ください

市は、空き家に関する幅広い相談に対応するために、兵庫空き家相談センターと包括連携協定を締結し、電話相談窓口を開設しました。また、4月には、空き家に関する専門家を相談員とした「空き家相談窓口」を開設する予定です。

空き家に関する相談や利活用等について詳しくは、市のホームページをご覧ください。

兵庫空き家相談センター

№ 0797 • 81 • 3236

<受付時間> 午前9時~午後6時

問 すまいづくり推進課 (0798・35・3778) (HP) 38982020

介護職員初任者研修等を修了した人へ

研修受講費の一部を助成

市は、介護保険・障害福祉サービスを提供する職員の確保を図り、質の高いサービスの安定供給を目的に、介護職員初任者研修等を修了した人に、研修受講費の一部を助成します。

対象となる要件等詳しくは、市のホームページをご覧ください。

対象研修 介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修、 生活援助従事者研修、実務者研修 助成金額 対象研修に係る受講費および教材費等の半額(1000円未満切り捨て)。 上限あり 申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、3月10日までに福祉のまちづく り課へ郵送(必着)を ※予算が無くなり次第終了

問 福祉のまちづくり課 (0798・35・3135) HP 40519664

障害基礎年金等を受給している ひとり親家庭の人へ

障害基礎年金等の子の加算部分の額が、児童扶養手当の額を下回る場合、令和3年(2021年)3月分から、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。受給には申請が必要です。詳しくは、市のホームページでご確認ください。 問 子育て手当課(0798・35・3190) (HP)83659315

広告



阪神米穀のお米



■本社 TEL.0798(26)0221(代表) ■http://www.ebessan.jp

美味しい魚を食べて健康に!

立春が過ぎ暦の上では春を迎えましたが、寒さはまだまだ続きます。 寒い時期は魚が美味しくなると言われますが、海水温が下がると魚は 体に脂肪を蓄えます。魚の脂には肉類の脂と異なり、DHAなどの身体 に良い脂肪酸が含まれていて、生活習慣病の予防にもつながります。 脂の乗った魚とホカホカのごはんで冬の終盤戦を乗り切りましょう。

(阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。)

JR西宮駅南側 徒歩2分 (国道2号線沿い)

昔金問題 覺響 過払金請求

●過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに!

●借入の資料なしでもご相談ください!

相続 離婚 交通事故

その他、民事事件一般

○相談料は何度でも無料! ●法律相談: 夜間·休日対応可 ●予約受付: 平日9時~17時

西宮法律事務所

西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302 電話番号 0798-26-2726

電話番号 兵庫県

弁護士/ 芦原 健・弁護士/ 楠元 亨

ホームページ http://www.nishinomiya-law.jp

